

第一類 第十六号

第七回 国院 建設委員会

議録 第四号

昭和二十五年二月三日(金曜日)
午後二時二十九分開議

出席委員

委員長 深利 三朗君

理事内海 安吉君

理事田中 角榮君

理事久野 忠治君

井手 光治君

越智 茂君

高田 弘君

三池 信君

前田榮之助君

八百板 正君

畠山 重勇君

増田 達也君

(都市局長) 八嶋 三郎君

(建設事務官) 小林興三君

(住宅局長) 伊東 五郎君

建設事務官 深村 康君

建設技官 寺島 重雄君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

理事村瀬宣親君の補欠として久野忠

治君が理事に当選した。

(玉置信一君紹介)(第四四二号)

天塩町の産業道路改修に関する請願

(玉置信一君紹介)(第四四三号)

天塩川河口改修の請願(玉置信一君紹介)(第四四四号)

吉井川上流に護岸工事施行の請願

(玉置信一君紹介)(第四五六号)

豊国村地内の堤並川堤防修築の請願

(大村清一君紹介)(第四五七号)

三陸国道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第四五九号)

鶴川改修の請願(圓谷光衛君紹介)(第四九八号)

矢作川改修工事促進の請願(千賀康治君紹介)(第四九九号)

進駐軍関係從業員の待遇改善に関する請願(川上賀一君紹介)(第五〇〇号)

委員今村忠助君辞任につき、その補欠として坂田道太君が議長の指名で委員に選任された。

委員坂田道太君辞任につき、その補欠として今村忠助君が議長の指名で委員に選任された。

委員飛嶋君辞任につき、その補欠として井手光治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

同外二件(土橋一吉君外一名紹介)(第五二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

住宅に関する件

水道行政に関する件

道路に関する件

○深利委員長 これより会議を開きます。

この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。去る一月二十八日村瀬

宣親君が理事を辞任せられまして、現

在理事が一名欠員となつております。

これよりその補欠選任をいたしたいと存じます。先例によりまして、本件は

委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

○浅利委員長 御異議なしと認めます。それでは理事に久野忠治君を指名いたします。

○浅利委員長 大に住宅に関する件を

議題といたします。最近建築制限緩和の方針になつておるようありますから、この際当局より説明を聽取いたし

たといいます。

○浅利委員長 次に木材に関する件を

議題といたします。最近木材の需給状況が複雑でありますと存じます。その割に統制の目的を達成することができないというよ

うな理由もあります。むしろ木材の消費につきましては成長量をすつと上

まわつております。つまり過伐、濫伐になつておるわけありますので、木

材の使用量の節約ということは、今の段階におきましてもなお考え方

は、当分若干の統制はしなければならぬといふうに心得ておるのでござります。

木の一番大きな消費であります

ては木材の建築用であります。そこで木材につきましては、木材の使

用制限が目的であります。なお許可するかせぬかといふ運用の方針であります。木材の使用量の節約ということは、木材の使

用制限が目的であります。なお許可するかせぬかといふ運用の方針であります。木材の使用量の節約ということは、木材の使

用制限が目的であります。なお許可するかせぬかといふ運用の方針であります。木材の使用量の節約ということは、木材の使

用制限が目的であります。なお許可するかせぬかといふ運用の方針であります。木材の使用量の節約

をめざして御要望があつたのでございまして、私どもとしまして研究を続けてお

ります。

トーリアムを持つ公会堂のようなもの、それから特に火災などで非常に危険の多いマーケット、これだけのものについては九十坪以上のもの、この二つにつきましては建設大臣の許可を要することといたしました。なおこの場合住宅、学校等につきましては、何坪のものであつても許可を要しない、自

身に建てられるということにいたしました。その他の建築物については、増築の部分が九十坪以上の場合に限つて都道府県知事の許可を要する、こういふことについたしました。その他のものについては全然許可を要しないといふことにいたしました。なお許可するかせぬかといふ運用の方針であります。木材の使用制限が目的であります。鐵鋼、セメント等を使う、いわゆる耐火建築については、原則としてすべてを許可する。その他の建築物についても同様の方針をとつて行きたいと考えております。木造の建築については、大きなものに限つて木材の需給状況を見て許可の方針を決定して行きたいと存じております。

木造の建築については、大きなものに限つて木材の需給状況を見て許可の方針を決定して行きたいと存じております。

そのことを目標といたしまして、別に本国会に建築基準法案を提出いたす予定になつておりますが、大体それもそのころ施行になるものと考えております。この建築基準法の施行と同時に臨時建築制限規則は撤廃するということで、建築基準法の附則にそのことを書き加えるよういたしましたと存じております。よろしくお願ひいたしま

す。

○淺利委員長 なおただいまのような制限を撤廃したというようなことは、その都度当委員会に、省令か政令か知りませんが、そういう資料はどちらにちらんに提供していただきたいと

思います。

○田中(角)委員 建築制限令が大幅に緩和されるという、まことに適切な処置をとられたことに対する、同感の意を表すものであります。これに

対して現在住宅局内の監督課に配属せられておるところの機関は、どういふふうに処理なさるおつもりであるか伺

いたいと思います。なおその人員を、現在の住宅局でもつて配属転換をする場合、どのような方針をお持ちになりますかといふことを承りたいと思ひます。

○伊東政府委員 臨時建築制限規則の緩和に伴いまして、住宅局内のそれを担当しておる職員のことをどういふうにするかといふ尋ねであります

が、大体今年の四月、つまり来年度からこの規則が大幅に緩和されるといふ見込みをもちまして、来年度予算には、この職員を相当大幅に減員をいたしております。そのうちの一部は住宅、あるいは市街地建築物法の施行等に關係する方面に転用することに予定

を書き加えるよういたしたいと存じております。よろしくお願ひいたしますと存じます。

○淺利委員長 なおただいまのような制限を撤廃したといふことは、その都度当委員会に、省令か政令か知りませんが、そういう資料はどちらにちらんに提供していただきたいと

思います。

○淺利委員長 それでは次に水道行政

に関する件を議題といたします。かね

近、今は提案できないというよう

行政について、水道法の構想、その他

を今まで建設当局において描かれてお

たいと思います。

○八嶋政府委員 まず水道法案とい

るものについて、今回私どもいたしま

していろいろ構想を練りましたものに

つきましては用意をいたしたのであり

ますが、これの内容等につきまして簡

単にまずお話を申し上げ、これが今回一

応保留をいたしました理由並びに水道

の行政機構問題等につきましてお話を

進めて参りたいと思うのであります。

まず水道法案の内容、これは今度出

しませんでしたが、一応私どもの考

えによれば、この内容等につきまして御

承認願いたいと思います。水道法によ

つて考えて行こうというその目的は、

水道施設の保護を行つて、水源

と水道施設の保護を行つて行く。もう一

つは水道事業の運営の合理化をはかつ

て行く。大体この三点を中心の目的を

置いて参らうということにいたしました

でございます。ことに水道協会方面と

に臨時建築制限規則は撤廃するとい

ふたことについても、何とか法律の中

に盛つてもらいたいという御意向が、

前々から相当懸かつたのであります。

そこで水道法案の中に入れますものに

つきましては、單に飲料水に限定いた

しませんで、家庭用、商工業用、その他

一般公上必要とするもの等全部を合

せまして、水道事業の内容をひとつ書

いてみたいと思つております。そこで

別個の紙を今配付しておりますから、

それをごらん願いたいと思うのです

が、そこには六大都市と六大都市を除

くべき詳しく述べてありますから、

近い今は提案できないというよう

うな話もあつたのであります。最も

も伺つております。ついではこの水道

を今まで建設当局において描かれてお

る行政について、水道法の構想、その他

るというときには、建設大臣の認可を得る

次にいろいろな事務の簡捷、いろい

ろな事務の統合という点につきまし

て、水道法に関しましては、都市計画法な

かと思います。

また水道事業を公共団体がやつて参り

ます際におきましては、都市計画法な

かと思います。

そこで水道事業を公共団体がやつて参り

ます際に転用するというようなことも考

えて参りますので、あるいはそういう

行為の制限並びに禁止をはかつて參

るとかいうような措置を講じて参ります。

あとは訴願、訴訟といったような

いたしております。さらに全部撤廃さ

れた場合につきましては、また住宅金

融公庫法の施行などの新しい仕事もふ

たことについても、何とか法律の中

に盛つてもらいたいという御意向が、

前々から相当懸かつたのであります。

そこで水道法案の中に入れますものに

つきましては、單に飲料水に限定いた

しませんで、家庭用、商工業用、その他

一般公上必要とするもの等全部を合

せまして、水道事業の内容をひとつ書

いてみたいと思つております。そこで

別個の紙を今配付しておりますから、

近い今は提案できないというよう

うな話もあつたのであります。最も

も伺つております。ついではこの水道

を今まで建設当局において描かれてお

る行政について、水道法の構想、その他

を今まで建設当局において描かれてお

る行政について、水道法の構想、その他

問題でございますが、大体そしめたよ
うな事柄をこの水道法の中に盛りまし
て、そうして水道法施行の完璧を期し
て参りたいと考えておつた次第であり
ます。ところがこれが今回、私の方で
用意をいたしましたると同時に、実は厚
生省の方におきましても、水道法とい
うものを一部担当いたしております
関係上、両方で実は水道法といふもの
が立案されて参つた。お互いに当初連
絡なしに水道法というものをつくつて
参つたのであります。それがつき合
せて見ますと、向うの面とこちらの
面とが、相当食い違つ点もあります
し、それからまたそもそも、根本の問
題といたしまして、この水道法の行政
官厅を中心としてどこにするかといふこ
と等の問題のために、いろいろと、た
とえば水道審議会の問題をどこの所管
にするといったような問題等もござい
ます。また都市計画法といった方面の
調整の問題であるとか、あるいはまた
飲料水のみに限定するといったような
ことに向うの方ではしておりますが、
こちらの方としましては、現状はこう
いうようなことによつて水道といふも
のが敷設されておるので、あえて飲料
水のみに限定する必要もないものである
というような、根本的な考え方も相当
に食い違つておりますので、それら
の調整もはかつて参らなければならな
いという意味におきまして、実は今次
の国会に提出することができなかつた
ようだ、実は現状であるのでございま
す。

枚ヶ原の中に「上下水道行政の現況」というものがございまするが、それをひとつ見ていただきたいと思うのでございます。これをざらんになさると、これは実は内務省時代にござりて、この水道行政を内務省の両局並びに当時の土木局の間におきまして、この担当をいたしまするにつきまして、協定をいたしましたものがござりまして、その後衛生面が内務省なりまして、その後衛生面が内務省になりまして、その後衛生面が内務省なりました際におきまして、厚生省の所管へ分離いたしまして、厚生省の所管へ移りました。建設省との間におきまして、從来局、土木局において担当されておられたものを、そのまま引き継いで、協定をいたしたというわけでござります。

おしては建設省、並びに総務省の力とか、電力関係、電力の調整問題等は建設省が取扱う。薬品関係は厚生省で、大体当時の打合せというものを述べて参つておつたのでござりますが、これは別に私はセクショナリズム的に申し上げる気持は全然ございませんから、その点あらかじめ御了承願つておきたいと思うのでござりまするが、たゞその後実際にこれの運営を見て参りますると、実は厚生省の公衆衛生局の中に、環境衛生部というものがございまして、その下に実は水道課というものがござります。私の方の都市局の中にも実は水道課というのがござります。そこで從来内務省の中にありますところは、道路課の中に水道係というものが置いてあつた。以前は厚生省の中に、健民局のある課の中に水道係というものがあつたのであります。私の方ではこの協定に基きまして、水道の工学方面の技術者を置きました、ここにありますような仕事を見ておつたのでござります。當時厚生省の方におきましては、いわゆる衛生技術者といふものを存置いたしまして、そこでここに書いてありますような厚生省の担当の仕事を実はやつておつたのでござります。その後厚生省の方に水道課を設置いたしました際におきましても、実は当時の内務省の土木課、道路課に設置いたしておきましたと同じいわゆる土木工学的な人を入れておつただけで、衛生的な方面を担当する技術者がおらなかつた。現在も実はおらないのですが、この問題をこういうぐあいにきめ

をやると、かえつて最初きめたとりきめというようなものは非常に混濁をおやりになる方がよいのではないかと申し入れたのでありますけれども、技術者をもつて、水質その他の検査をおこなうから、あなたの方はもつぱら衛生ということを、こちらの方からも十分に申しことにきめてあります。事柄につきましては、侵さないからというようなお話で、実は向うがかつてにそういうふうな技術者を入れて参つたのでござります。そのために現在工事の設計的な事柄は、この協定に基きまして、私の方にも来て話をしなければならぬ。同じような技術者でございますから、また向うへ行つても一応話をしなければならないというようなことで、実は地方といたしましては、非常に迷惑を感じて参りましたというのが現状でございます。私はどこがどう侵したといふようなことをここで申し上げるつもりはございませんが、とにかく最初の協定通り一応やり、そのような性質の人たちを置いているならば、別に大した問題も生じなかつたのではなかろうかと実は推測いたしておつたのでございますが、今日はそういうような現状になりましたので、この水道行政の所管問題が中央といたしましても、いろいろ今日話題になつてゐるもの一つでございます。そこで何とか水道行政というものをできる限りひとつ線を引いて、一つなら一つの省に置く。それからどうしてもそれが置けなければ、ある一定のところに置いて

りやいなやということについて、先日
来いろ／＼研究をいたしておるのでござ
いますが、水道行政の所管の問題につ
きましては、私の方面で別個にきよ
うお配りいたしました「水道行政一元
化に対する意見書、建設省」という刷
物をお手元に配付いたしておるのであ
りますが、その目次の一番初めを見
ていただきたいと思うのでございます。
が、総論として書いてあります。こ
れは別にここで御説明を申し上げる必
要もなかろうと思いますが、「輿論の
動向」、こういう見出しをひとつづく
つて参つたのでござりますが、まず
水道の問題は両省が所管いたしており
ます関係上、各地方から何とかこれの
調整をはかるとか、「一元化」してもらいたい
といふ希望はやかましく出ており
ます。ここにあげましたものはその陳
情書的なものでございます。この中に
はそれぐ一元化してもらいたい、非
常に迷惑をこうむつておるというよう
な実情も書いてござりますし、さらに
またわれ／＼としてはこうしていただ
きたいといふような、積極的な希望も
詳細に書きまして出しております。そ
の中で水道協会の希望というものが提
出されておるのでございます。それは
お手元に配付いたしました書類の四十
五ページの、昭和二十三年三月三日に
水道協会長東京都知事の安井誠一郎氏
から両省に提出された陳情書でござ
ります。水道協会は御承知の通りに、水
道関係者が集まつてつくつております
ところの社団法人でございますが、こ
れは唯一の機関でございます。この水
道協会の意見は、要約して申し上げま
すと、ここでは役員会、臨時総会にお

きまして、いろいろ水道行政監督の機構問題が取上げられまして、種々論議をされました結果、各会員の意を体し、少數の委員を設けてさらに検討することになりました。よつて当協会において委員会を設け、検討の結果厚生省、建設院——これは当時建設院でありましたので、建設院等より独立した内閣直属の機関を設くるを理想とはするが、次の方法といたしましては厚生省衛生施設課の水道関係人員をすべて建設院水道課に合併し、しかして厚生省より合併したる人員を厚生省の兼務として衛生関係の連絡をとらしめることを可とする結論を得たのでございます。これは四十五ページから四十六ページにかけて、そういうことが書いてあります。いわゆる厚生省よりも建設省の方に軍配が上つた、こう言つてあります。しかし、その理由は、「今日のわが国の現状に於いては戦災復興事業その他大いに建設をする時代であり、都市建設或は取水権と水道との関係は衛生關係よりもより大なる関連を有するものと認められますので建設院水道課を厚生省の方を合併するよりも国土計画一般を執掌する建設院に合併することが水道事業の急速なる普及発達を期し得る所以と思考せられるからであります。」ここに理由をつけまして、建設省に一元化する方がよろしいという結論を出しておるのでござります。ただし、直に実現不能とすればとりあえずの措置としては共管行政は形の上では一応其の儘として事務処理を一元的に処理をなすためにその事務分担を建設と操作管理の面に大別し左の如く措置

せらるる事を熱望致す次第であります」といふので、大体水道の企画立案は兩省の協議による水道の新設、増設、改良及び復旧修理に関する認許可、補助金等は建設院の主管として、建設院は厚生省に合議して參る。右に関する資料、電力、漏水防止等は建設院において専掌する。水道の管理に関する事項はすべて厚生省の主管とし、厚生省は建設院に合議する。右に関する資料として參る。水道の調査指導、監督、技術者の養成等はそれぞれの立場において行つて參る。特に重要な事項に関しては、兩省の間に委員会を設け、連絡、調整をはかり、行つた方がよろしいといふよう、わゆる第三次案といったしましての案といたしましての案ですが、これがあつたものが、ここに詳しく載せられて、おるのでござります。私はこれがすべての今日の水道行政所管に対する一概の輿論ではなかろうかと実は考へて、いふのでござります。

・今日の水道の現状を申しますと、こにも書いてござりますように、建設院の段階である。私はこの水道の所管問題はどういう観点からこれを考えた士官がいいかということにつきましては、いろいろの考え方があると思います。しかしながら今日私どもといたしまして主張いたしたい事柄は、水道行政が建設の段階である。今日各市、町、並びに県というものが私の方に対しましてはここにも書いてありますように、

て、水道の認可の問題、補助の問題、あるいは起債の申請の問題についての援助といったようなことにつきましての要望が実は非常に多いのであります。私はこの一事をもつて見ても、今日水道事業というものが非常に荒廃に墮している。いかに建設というものを地元が希望いたしてはいるかということを、如実に証左いたしてはいるものだと思つております。現在水道条例によりまして認許可をいたしましたものは六百九十九箇所、約七百箇所ござりますが、保健衛生上、防火上、保安上、あるいは工場生産上といったよなことをから考えて見まして、少くとも私どもは市制あるいは町制をしくような場所には、ぜひとも水道の施設を今後はかつて参るということを考えておきまます。また既設の水道にいたしましても、簡易水道に類するものが大部分でございまして、ほとんど完備した水道はございません。また戦争中におきまする設備の荒廃であるとか、人口の自然増加によりまして設備の改良なり、拡張を要しますするものが、ほとんど全部にわたつていると言つてもさしつかえないと思ひのであります。下水道の面におきましても、下水道法によつて認可されましたものは五十六箇所、このうちで全市域に改良下水道の完備されているものは一箇所もございません。今後の改良拡張といふものが非常に熱望をいたされているのでござります。下水道の処理に至りましては、全国わざと六箇所しかありませんで、しかもその処理区域が岐阜市だけが全市の六割で、他はようやく三割内外に過ぎないような現状でございます。そのほかに水害なり、あるいは震災害な

り、あるいは鉱害によりまして、施設の荒廃をなしておりますものが非常に多い。これが今日復旧を一日も早くと切望いたしているような現状でござります。これが日本における水道行政の重点だらうと私は思います。建設をやらなければならぬということの問題が、一番大事な問題であろうと思うのであります。

建設ということが一番の水道行政の重点だということになれば、次の問題といたしましては、どこの省においてやせらることが能率的であるか、この能率面から水道行政の所管というものを考えていただきたい、というのが私もの希望でございます。こうなつて参りますれば、先ほど水道協議からお話をございましたように、都市計画開係なり、あるいは水の取り入れといつたような関係から、建設省の方においてやせらることが非常に能率的であることは、当然に結論が出て参ると思うのでござります。一、二の例を申し上げます。ましても、今日東京方面といたしましても、非常に水が足らない。これは小河川埼県から持つて来る。あるいは小河川内の貯水池のダムの問題も考慮されております。こうしたいわゆる水の取り入れといつたような問題は、しかばね奈川県から持つて来る場合におきまして、さらに遠方から持つて来るということには電力の関係があり、それから川崎市との水の配分の問題といふものも考えて参らなければならぬ。また島半島におきましても、水の取り入れ問題につきましていろいろと問題がござります。また北九州方面におきまして

も、水源問題は非常に大きな問題として、今日われ／＼が解決に迫られています。それらの問題になりますと、どうしてもやはり河川法を担当いたします建設省においてこれを行つて参ることが、非常に能率的であるよう考へられるのであります。すなわち治水のために河川法を使用いたします場合、問題となりますところの耕作物の浸水とか、河川に影響を及ぼします工事の制限等は、すべて河川法に規定するところであります。水道施設はこの制約を受けることはなほだ大であります。従つてこれを円滑に行わしめるためには、建設省の方において所管させることが能率的であるということは、当然に言えども、と思うのでござります。ましていわんや水道管の敷設というような問題になりますと、どうしてもこれは道路法との関係もござりますので、これらもやはり一元的に処置するということことは、当然に言わることだらうと私は思つております。それから水道施設といふことにつきましても、いろ／＼と土地の確保といふ問題が非常に大きな問題ともなつております。またその水道施設の位置の決定を與えて参るということも、東京都内におきましては、下水道の処理等の問題において、いろいろ問題が起つて来ているのでござります。この土地確保の問題につきましては、都市計画法を適用いたすことによりまして、土地の收用もできますし、また農地との関係につきましては、都市計画との関係が農地調整法の中にも書かれてございますので、これの法規によつてその処置が講ぜられて参るわけであり、またいろ／＼な施設の位置を決定するというような場合におきましても、河川法を用いたしまして参ることが、非常に能率的であるよう考へられるのであります。

としては、他の公共的な施設としての専売特許がありますので、この方面においてやらせることがでございます。こういうようなことは都市計画法としての専売特許でありますので、区画整理に伴いまして、下水道の移設をしなければならぬというような仕事になりますと、これはもう区画整理と不離一体、切り離すことのできない仕事なのであります。新設の道路の下に水道管を敷設して参る。従来敷設しておりますたところの道路の敷地を、住宅の住宅敷地としてこれを提供しなければならぬということになりますれば、どうしても区画整理によって道路をつくるというような事情と、不離一体としてやらなければ、むだな仕事をやつて参ることになります。道路をつくりてしまつたあとで水道管の移設をするということは、でき上つた道路を掘り返して、また水道管の移設をして参らなければならぬ。こういうことは国費の濫費であります。私どもはどうしてもこれは一緒にやることによつて初めて能率が上ると思うのであります。これは不離一体のものであります。従つて今日の補助の問題にいたしましても、戦災復興都市に関します水道管の移設というような問題は、補助や何かもすべてが建設省——当時復興院でございましたが、その所管ということに現在も相なつておるのであります。こういうよらないろ／＼の方面から私ども総合的に考えてみまして、水道行政といふものを一元化することとしたならば、私はどうしてもやはり

建設省の方において一元化する方が、今日の段階としては一番能率的ではないかというように、実は考へておる次第でございます。

ただし、かしながら一元化という問題がどうしてもできないということになりますならば、次の段階といたしましては、水道協会からも第三次案として出しておりますいわゆる建設修理を含めた建設面ということと、操作管理面といふものとわけまして、操作管理面の仕事は厚生省の方面が担当し、修理を含めた建設面につきましては、すべてそれに附隨いたします予算並びに資材というのも、やはり全部建設省が所管するということになれば、はつきりとした一つの線も引け、そこに何らの紛糾も来さないことになり、またそのような意味において人間の配置も考えて参るならば、国家的にも非常にいいじやないか。同じような人間を両方に置くことは、国費の濫費だと私は思つて参る次第でありますので、どうか皆さん方におかれましても、公平なる御判断を願いまして、できるだけ行政の簡素化をはかると同時に、この水道法案といふものもその線に沿うて、お互ににおいて立案して参考との方がいいじやなからうかといふぐあいに実は考へている次第であります。以上簡単であります、終ります。

は厚生省の方がおいでになつておらな
いかもしませんが、もしそれをお聞
きになつておりましたら、どういうよ
うな点を主張しておられるのか、その
要点だけでも聞かかしていただきたいと
思います。

○八鳴政府委員 要は、向うは目的が飲
料水にある。主たる大きな目的はいわ
ゆる公衆衛生面にある。だから、目的
論によつて行政というものをわけた
い、こういうお話のようあります。
しかし私どもは、建設という一つの大
きなものは、目的論だけでは解決がつ
かない問題であります。先ほども申し
上げましたように、もちろん水道の三
十何パーセントは飲料水に使われては
おりませんけれども、その他の部分、大
半の部分はやはり飲料水以外に使われ
ておりますので、その議論は当らない
ものがあるというぐあいに考へてある
のでござります。しかしどうしても水
道の衛生面だけは向うが担当するとい
うことでありますれば、その問題はや
はり向うへ譲る方がいいじやないかと
いうぐあいには考へてある次第でござ
ります。水道行政と申しますと、衛生
的な面といたしましてタツチいたしま
す問題は、どうしても中央がやらなければ
ならぬ問題が相当多いじやないかと
私は思います。これは私の推察でござ
りますから、当らないものがあるかも
しれませんが、しかし建設面になり
ますと、今申しましたように、水の取
入れ問題を初めといたしまして、中央
の方においてタツチしなければならぬ
問題が相當に多いのでござります。の
みならず、中央が建設省なり厚生省と
いうことにわかれますと、これがまた
地方におきましても、この水道行政を

土木部で所管するとか、あるいは衛生部で所管するとかいう問題が起つて来るのです。こうなりますと、いわゆる事業の実施の監督なり、いろいろなことをやります際においては、知事に河川法なり道路法の権限が大半與えられているのでありますから、そちらも非常に研究問題になるじやなからうか。中央の体制といふものがそのまままた地方にも反映して参りますので、私どもはこの問題はどうしてもやはり能率面から考えて行つた方がいいじやなからうか。これをくどいようでありますけれども、考案している次第でございます。

ら、この建設行政の「元化、すなはち公
共事業省」というか、国土省といふか、
大建設省をつくつて、こういふものは
当然統合すべきであるということを、
本委員会はほとんど超党派的に叫んで
来つたのであります。その意味
において、おそらく都市局長が、
この建設行政の一元化ということに対
して、水道法という面からではありま
すが、御説明になつて、しかも本委員
会の考慮と力添えを詰うたということ
は、総合建設省設置並びに建設行政の
一元化という問題が、一歩前進したも
のと私たちは思つております。しかし
この問題に対しても、局長の申した通
り所管争いがあります。私たちは総合
建設省ができないのは、各官庁間にお
けるおとうことのできないセクション
リズムによつてできないのだというこ
とを言いつつあつたのであります。が、
こういう問題をあなた方自身がお出し
になつてみても、すぐそういう問題に
ぶつかつております。もちろんこの水
道行政を建設省に統合するということ
は、論のないところであります。しか
も現在運輸省関係において、港湾法を
本国会に出そうとしております。前の
国会では教育委員会法の一部改正法律
案といふ、偽装的なものを出されまし
たが、私たちもその法案の裏に隠れる
ところの氣持といふものを察知して、
審議末了にはなりました。が、現在各省
といふものは、ほとんど建設省の機構
を大きくし、建設行政の一元化をなそ
うということに逆行しておるのが、現
状のようであります。私はその意味に
おいて、当委員会としては、水道法よ
りも一步進んだところの港湾法を今出
そうとしてあるところの、運輸省の

港湾行政を統合する。しかもこれだけではない。農林省所管の林道関係を含む事務も、建設省に統合さるべきであると思います。こういう観点に立ちまして、今都市局長が説明せられましたように、建設省内においても建設行政の一元化をやろう、行政の簡素化をやろうという声が澎湃として起り、かつ公式の席上でこれが実現に努力されたいと建設省の局長が言つておられるのでありますから、今度われ／＼が旗を上げるときに、われ／＼が総合建設省設置というものに一步踏み出すときだ。各省のセクションナリズムに負けて、現在の建設省でよろしゆうござりますというような賜腰にならないように、私の方から御注文申し上げておきます。

当委員会としては、あなたに言われるまでもなく、まつたく片山内閣から超常派的にこの方向に向いつたのでありますから、もちろんこの実現に関しては努力をいたしたいと思います。その意味において常にそういう議論が本委員会に出でておつたのであります。が、特に建設省の局長がそう言われる裏づけとしては、現在内閣においても国土省または公共事業省というようなものを、審議会の答申において考えておられるようであります。そのような事情を十分調査し、できるならば本委員会多年の懸案であつたところの建設行政の一元化、総合建設省もしくは公事業省の設置に対し、さらに一段とを、私から希望する次第であります。

本委員会も十分考慮せられるよう、委員長においてもとりはからわれんことを、私から希望する次第であります。

○江崎委員　ただいま都市局長の御説明で、われく建設省としての御意見はよくわかりました。ところが今田委員のお説の、いわゆる総合国土省というようなものに持つて行くことは、なかなかこの問題の輿論、いわゆる一般の傾向をながめて見ても相当重大であり、またなろうことならば早急を要する問題だと考えます。のみならず総合国土省建設に持つて行く一つの段階としても、当委員会においてこの水道行政をどうするかというようなことをまとめた法案は、建設省でも相当な根拠を持つて立案し、まさに局長の説明はわれわれを十分納得せしめるけれども、厚生省において衛生水を根本にした観点から、これが飲料水であるために、その目的に沿うためには、というようないろいろな理屈づけはあるようですが、まして、いわば相討ちのようなかつては國の政治としてはいかにも残念きうで、地方の輿論は一元化を切望しているにもかかわらず、持越しになり、荏苒日を送るというようなことは、これは國の政治としてはいかにも残念きうで、何もわれくが建設省にあくまでどるのだという強硬論を吐かなくていいのである。けれどもその論議も

が薄弱であるならば、ただいまわれわれが都市局長の説明によつて首肯した。ようするに、一刻も早く建設省に一元化して来るというように、ぜひひとつこの際具体的に進めていただきたいと思います。今ここで都市局長と議論のやり取りをして見たところで、何ら一步の前進もないのです。まことに、むしろ当委員会として、厚生省側との協調をどう取つて行くか。また場合によれば厚生委員会に呼びかけることもいいのではないかと思ひます。特にこの点委員長に要望いたしたいと思います。

〔賛成々々」と呼ぶ者あり〕

○審議委員　ただいま水道行政の一元化の問題に関する説明を当局から聞いたのであります。この水道行政が改善せられ、振興せられるということは、日本の國の再建の上で最も大事なことの一つで、当委員会としても、今後この問題を真剣に取上げて行くべく、重要な議題の一つであることは申し上げるまでもないと思うのであります。この水道行政の一元化に対する興論的なことのいろいろな御説明もあつたのですが、われわれの了解するところによりますと、目的論的に言つて論が果しがなく、厚生省の主張するところにおいても理由があつて、たゞいまも前の発言者から、厚生省との会議の上でこの問題を進める必要があるうという御意見もあつたのであります。ですが、もう少しつ込んで、ただいまの当局の御発言についての確信を開いておきたいことがあります。その御発言があつたのであります。というのは、目的論的に申しまして、普通の家庭その他の用水としての水道の面は、全水道の面のごく一部分であるという御発言があつたのであります。

けれども、この問題を取扱うに当つて、私どもはもつと広く考えてみた。つまり飲料水のほかに商業用あるいは工業用に使つ大きな部面があるのに、やはりこれを厚生省が管理するといふような理論であるとしたならば、私はその点には疑いを持ちます。ところが問題の焦点が、衛生方面については厚生省がこれを持つべきだといふ御議論については、理解できるのでありますけれども、しかし衛生問題についても深く考えてみると、やはり建設省の工事建設面においてでなければ解決しえない問題がたくさんあるのではないか。この点について当局の確信をお聞きはつづ込んで聞いておきたいと思います。さもなければ、何か知らないけれども、結局的に沿わない結果になるのではないか。量と質の問題でありますけれども、量を十分に取るために水源を確保するには、やはり水源地といふものをよく確保しておかなければなりません。りつばな水源地を得るために水は、きれいな水を得ようとするならば当然厚生省、建設省で関係しているような治山治水の問題と直接関連する問題であり、あるいはまた植樹の問題もあるでしょうし、あるいは砂防工事の問題等もありましようし、水源地における建設省がもつと力を入れなければならぬ面がたくさんあるのじやないか。これはむしろ量と質の問題を考え根本の問題については厚生省の主管外である。建設省がもつと力を入れなければいけない。その次は淨化の問題でありますが、よい水、鉱物性のものがなくなる水、

あるいはまた病菌等がなくなる水を得ようとするについても、厚生省では衛生の面から言ひかもしれませんけれども、実は自然沈澱をする方法、あるいはまたごく緩漫な流れによる沈澱の方法、これはみな物理的なものであるとするならば、むしろそれらの建設工事等においてこの衛生の問題が解決せらるべきであつて、これはむしろ建設省が考えるべき問題ではないか。あるいは多少薬品等を投下するというような問題にいたしましても、硫酸銅土を使ふとか、あるいは消石灰を使うとかいうようなことなどについても、必ずしも薬品の面とは考えないで、物理学的に考へるならば、むしろこれは建設省でやるべき問題でなかろうかといふ点、あるいはまた伝染病の予防等においても、実は水の中にそういう細菌が特に入つているというのは、大体下水道との關係、あるいは地下水が流れ込んで行つて悪い水をつくつたといふようないふことが多ないので、結局するところ衛生の問題も、それらの伝染病等を根絶するにつけても、やはり建設省が主として取扱うべき問題でなかろうか。こういうようなことを考へてみますと、單に薬品的な、塩素を百万分の一入れると、いふよな面だけを厚生省が自分の角度から考へて、衛生の面からはぜひ厚生省が取扱うべきだというような議論について、私はどうもそう納得は行かないのです、むしろ一元化する根本の考え方から申しますと、建設省がそういう衛生の面までも確信を持つて行くのでなければ、ほんとうのいい水が出ないのじやないか。量の点においても質の点についても同様であるが、この点に関してさつきの当局の説

明は、何だか衛生の面があるのだが、厚生省にやつてもいい、またやつてもらう方が適當だらうというようなお話をのように私は承りましたから、その点に関する少しつづ込んだ質問ですけれども、そういうような点についてどういう確信を持つておられるか。要するに私は衛生面についても、建設省がもつと責任をもつてやるのが適當でないか。こういうことに關する確信を実はお尋ねするわけであります。

○八嶋政府委員　ただいまの御意見ごもつとも、だと私どもは存じております。それで水道法を出す際におきましては、私ども今申しましたように、飲料水のみならず他の面も相當にあるという意味におきまして、私の方でつくりました水道法案をおきましては、これを一括いたしまして、水道法の中で処置をいたして参ろう。こういうことを実は考えておつたのであります。が、厚生省方面におきましては、飲料水の分だけを限定して、その面だけで水道法をつくる、ほかの面は触れないといふことで実は出しておりましたが、前段のいわゆるほかのものを厚生省がどう考えておつたかということに対する一応の御答弁にしたいと思うのであります。

それから第二の、建設省いたしまして衛生面についても確信があるか、こういう御意見でござります。これは御承知の通りに水道担当者と申しますものは、今日單に土木工学だけをやります技術者じやなくて、いわゆる衛生面というものも、同時に合せまして担当者をいたしておるのでござります。いわゆる水道を布設いたします者は、水道に関する水質の問題まで担当

する技術者でございます。大学の方におりますので、おきましても、実は土木科の中に水道の科目がございます。そこではいわゆる土木工学だけではなくて、衛生的な面も含めた事柄を講義いたしておりますので、今日私の方におります水道課長を初め水道の技術者の方は、水道に関する限りは、やはり衛生面についても十分の知識を持つておるのでございます。この点につきまして実は私の方に全部おまかせ願つても、その点さしつかえはないと思うのであります。将来はもつとアメリカ的に言えば、サンニタリー・エンジニアーと申しまして、衛生工学だけ特別にもつと発達して参らねばならぬとということは、当然に考えられる問題でございます。またそういうようなことにつきましては、今後私どもも教養方面といたしまして、地方にも十分普及をして参ることで、これは現在厚生省と私の方の両管になつておりますので、両省でこの衛生工学並びに衛生方面の講習を実はやつております。地方に対しましても、そういう講習をやつております。私どもに全部おまかせ願つても、その点は十分安心してしかるべきであるという私は確信を持つております。それだけ申し上げておきます。

りに間近いころに出されるといふよろなことは、各省のセクショナリズムの犠牲に立つて、法案の審議を当委員会が十分熟議する期間を與えられないという結果になることは、われ／＼たいてん迷惑であります。こういうよううなことを委員会へ御報告を願いたいと思ひます。そういたしますと、当委員会においても、各省等との関係をも考慮しながら、建設関係のものといたしましては、これを公平に国政の上に貢献したいといふ意を、私のみならず全員持つておられるわけでござりますから、もしそういうことなくして、会期の終りころにかような案を出される場合においては、責任を持つわけには行かないのですので、あるいは審議未了、否決といふようなことに、せつかくのいい法律案でも追い込むそれがあるのでござります。ことにわれ／＼野党の者といたしましては、なおさらそういう機運があることを前もつて申し上げておきます。それから各省に關係する法律案につきましては、行政整理等の問題が根柢に流れておるので、委員長にお願いを申し上げておきたいのは、この委員会か、次の委員会でも、その次の委員会でもよろしくございますから、こういう行政整理等にからんだ問題が、本建設委員会といたしましては重要ながために、總理大臣もしくは官房長官、また行政整理の担当大臣である本多務相、どなたでもよろしくござりますから、本委員会に御出席願つて、これらの問題について、われ／＼聞きたいたことがござりますか

ら、委員長において適當な御処置を願い申し上げておきます。

○砂間委員 水道の水質の問題について、これまで論じて来た問題と別であります。ちよつとお聞きしおきたいと思うのです。もし建設省の方でおわかりにならなければ、次の機会に厚生省の方でもけつこうです。近東京その他の水道の水が、消毒のため薬剤を入れる関係か何かで、お茶なんか立ててもうまくお茶が出ないのです。非常にまずいへんなにおいがするのです。何か聞くところによりますと、塩素滅菌を千万分の二十ぐらいで十分れてあるらしいのですが、以前の水道の水はそういうことがなかつた。終點後こういうようなことになつて、最近特にひどくなつたのです。これは科学者の科学的な立場から聞きましたが、千万分の二十までの塩素滅菌を入れる必要がない。千万分の七ぐらいで十分その目的を達せられるというお話をありますが、何でこういうたくさんのお品をぶち込んで日本人の好きなお茶を飲めないようにされるのか。私どもはもつとうまい水を飲みたいと思うのです。戦前はそういうなことがなかつた。それなら戦前の水道の水は、公衆衛生の立場から非常に危険な水を飲ましておつたのか。水道の水を飲んで別に病気になつたとか、からだを悪くしたものとかいろいろな話も聞きませんでしめたが、特に終戦後嚴重になつたのか知りませんが、同じ消毒をするにしましても別の方がないものかどうか。都民の願いとしましては、お茶でも何でもうよく飲めるような水を供給してもらいたいという、非常な要望になつてもるなりと云ふ、うつ見開いて、両

おきときはての機関にいたなさいました。この問題を抱いておられた御意見からまずお答えいたします。本日お元に配付いたしましたのは建設省の意見でございまして、ことに水道法のときは、厚生省と私どもの方と非常に意見が食い違つております。本日お元に配付いたしましたのは建設省の意見でございまして、厚生省の案ではございません。厚生省の方面におきましても、私どもの方面でつくりましたものを相当取入れてつくつておるようになりますが、しかし向うは衛生的な面も多少詳しくうたつてある点がござります。実はこういうように所管問題が水道法をどう取扱つて参るかという問題等もござりますので、特に今度の議会にかけるということになります。ば、建設委員会で取扱うか、厚生委員会で取扱うか、相当問題になるだらうと思うのであります。それらの関係でござりまするし、かつて委員長にそぞろ点をお話し申し上げておいたことをりますが、現在のところ閣議の模様の問題になるだらうと思ふのであります。それらの問題は、水道法は今回の議会には間に合わぬだらうということで、一応留保の決定を見ておる次第でありますので、今期の終りにのこりとまた出すといふようなことにはならないのじやないかと、実は推察をいたしておる次第であります。

まして葉を強く入れることを要求され
ておるやに聞いておるのであります

が、大きな所管は厚生省の所管になつておりますけれども、水道技術者の人たちは、大体衛生方面も担当しておりますので、寺島技官からお答えしていただきます。

れだけ注加いたしまして、残留塩素が約〇・〇四PPMくらいで十分であるといふふうになつておつたのであります。ですが、進駐軍が參りましてから約十倍、塩素の注加率を二PPM、百万分の一入れるということになりまして、その結果残留塩素は排水管、あるいは給水栓に現われて来るような次第であります。これは爆撃を受けたりしまして、水道が相當いたみまして、漏水が相当あります。終戦直後におきましては約八〇%が漏水したという状態であつたのであります。その後着々漏水防止をいたしました。現在では漏水率が三五%程度に收まつておりますが、まだしかし漏水があるということは、逆に汚染される機会がある。従つて残留塩素を〇・四PPMにしておけば、よしんば汚染された場合でも殺菌の効果があるという次第であります。現在、二PPMを入れることを命令されておる次第であります。

ただきたいと思いますが、いかがですか。

○田中角（委員） 先ほど私の中に述べましたように、水道法が出来まして都市局長が来られてお話を承ると、なるほどと思われるようなところもあるようですが、これと同じような法律を現在ほかの省でも考え方られておるようであります。それは運輸省の港湾

と並い、うるゝ運河に沿つて、運河の左岸に、御取扱を取ることを以て、世をなすには、

は事実であります。その意味において運輸関係も、他の次の機会でもけつこう思ひます。調査者と招致、

うかと思しますので、閣僚者を封到し、たして、こういう法案提出に当委員会としての意見も、十分とり入れられるような機会をつくれることを望みます。

これと同じものがもう一つ文部省関係にございます。それは前国会に審議され、二月二十九日の教育委員会法改めの問題でござります。

（註）「說員者」の「い」と「は」は開音節、假定句の「ま」は弱音と被示

○満州委員長　ぞうしきどんとどりからいます。

も文部省委員会にも御付託になるらし
聞いておりますが、その後建設省と
部省との間における交渉の結果どう
つておりますか。もしおわかりにな
ら御説明願います。

（三）農業生産の現状と問題点

は
して意見があるときは、一處公共團體の長はこれに従わなければならない。こうした趣旨の規定を入れ、実施上問題

くくつ文な後、状通りやろうということに、事務的話し合がきまりまして、その案によつて、文部省は今度修正案を国会に提出するはずだと思つております。たいへん御心配をおかけいたしまして、ありがとうございました。

○浅利委員長 それでは道路網の整備及び道路法の提案についての見通しあるいは道路法に関する政府当局の思想の片鱗でも、この際説明していただきたいと思います。本日は道路局長から病気で出席ができないそうでありますから、庶務課長の淺村説明員に御説明を願います。

○淺村説明員 ただいま私どもで考えております道路法改正の骨子を御説明申し上げます。実はその前に何ゆえに現行の道路法を改正する必要に迫られるかという問題につきまして、若御説明申し上げたいと思うのであります。

御承知のように現行の道路法は大正八年に制定されまして、大正九年に行されておるのであります。従つて三十年間この道路法によつて道路が運営されて参つておるのであります。が、この現行道路法に盛られました道路法の考え方では、すべて国の専物ということになつております。それを国の機関をして管理させておるといふ建前であります。しからば國の

閑として何を使つておるかと申しますと、これは地方公共団体の長であります。すなわち府県道は府県知事に管理をさせる、国道も府県知事に管理をさせます。市道は市長に管理をさせる。町村道は町村長に管理させる。こういう建前でございまして、いずれもそれを管轄の機関といたり立場において使つておるわけでございます。しかばその管理に伴う費用はどうなつておるかと申しますと、これを一切それ／＼の長の負属しておりますところの公共団体の負担にいたしておるのであります。國のものを国が手足を使つて管理しながら、金だけを地方公共団体に負わしておるということになつておるのであります。これで別に支障なく道路行政を運営して参つたのでございますが、すでに憲法の施行もございます。地方自治法も制定されまして、これらの中央集権的な制度が、相当批判の対象になつて参つておるのでございます。道路の性質が、かようにして國で握つて運営して行かなければならぬものであるからどうかという点でございますが、必ずしもそうとも考え方でございまして、重要な幹線はもちろんこれは國として十分に把握して参る必要がありますけれども、そうでないものを全部國の機関が運営して行くという必要もない。むしろこれは考え方を全然かえて、重要な道路は國道とを一括地方道という名前で呼びまして、これは地方公共団体のものにする。従つて公其團体がこれを管理して行く。それから地方の道路は、これを維持し、その費用も全部まかなつて行

いたしております。あるいは法律で、あるいは条例で定められたところの国道、あるいは地方道の路線に従つて、国道については国が設置する、地方道については地方公共団体が設置するわけでございまして、その道路に関するもう一つの費用は、国道については国が、地方道については地方公共団体が負担するということが大原則であります。この制度が現在の道路法と非常にかわって参る点でございます。ところが問題はさように簡単に参らないのでありますて、国道は国が全部國のものとしてめんどうを見るのであります。が、国道として取込むほどのものではないけれども、しかしながら、やはりこれが重要な幹線の一部をなすものであるというものが想像できるのでございます。つまり一府県、一市町村のみの道路ではなくて、一つのブロックを対象とした重要な道路というものが考えられるのでございます。これは国全体として見て、必要があつて、国道に取込むまでには至つておらないけれども、そのブロックブロックにおいては、一府県あるいは一市町村を中心として非常に重要性を持つておるというものでありますので、かようなものを主要地方道——地方道の中の主要なものとのうでの、主要地方道といふ名称を與えておるのであります。この主要地方道の路線は、結局それべくの公共団体でおきめになるのであります。が、公共団体できめられた道路の路線が、たま／＼主要地方道に該当する——これは法律の面に若干の基準を設けてござりますが、基準に該当するという場合には、建設大臣がこれを主要地方道の路線ということに指定いたしまし

て、その路線に従つてきております。ところの道路を主要地方道、かように考えております。そうしましてこの主要地方道に対しては国庫から若干の補助をいたしたいという考え方でございます。現行の道路法におきましては、先ほど申し上げましたように、原則として地方公共団体の長があらゆる道路を管理しております。それらの費用の負担をそれべくの地方公共団体が行つておるのであります。国庫からは特に必要がある場合には、一定率の補助金を交付しております。これは特にどういう道路に交付するというのではなくに、必要があれば、町村道に至るまで補助金を交付しておるのでございますが、今回の改正案におきましては、一応主要地方道に該当するもの以外は補助金の対象にしないという考え方をとつております。この主要地方道は、言葉をかえて申しますならば、国道に準ずる、準国道といったような意味で考えたわけでございます。しかば全然それ以外に補助がないかという問題でございますが、これはまた別な意味から、たとえば産業振興であるとか、資源の開発であるとか、あるいは観光であるとか、このような国策上必要といふ問題につきまして、地方がその道路をその線に沿つて整備される場合には、これはある程度まで補助金を出したいというふうに考えております。それからたとえば専用の問題であるとか、損傷負担の問題であるとか、権利者負担の問題であるとか、あるいは受益者負担の問題であるとか、いろいろな問題を、それべく新しく規定を立案いたしておりますが、これは現行道路法にあります制度を踏襲いたしてお

りまして、特にかわった点はございません。
なお最後に、道路法上の道路以外の道路に対し、若干規定を設けたいと思つておるのでござりますが、これはたとえば農林省で林道をつくる開拓道をおつくりになるといつたようなことを現在やつておられるのあります。相当地にりっぱな道路をつくつておられるようであります。われくの立場いたしましては、とにかく全国の道路網を一応整備しなければならぬという立場にありますので、かようなものをおつくりになる場合には、一応建設大臣に協議をしていただくといふような気持で、一、二箇條を設けております。なおまた一般の私人の場合におきましても、一定の規格以上の、特に大きな道をおつくりになる場合にも、一応地方公共団体の長の承認を受けていただきよう規定を設けたいと思つております。いずれにいたしましても、全道路網を預つております建設省が、知らない道路ができたといふうなことのないような措置をとつて参りたいと考えておるのであります。

致しない点もございまして、私どもの見通しといったしましては、あるいは今国会はむづかしいのではないかと考えております。

いま承ると、政府においてはわれくの期待に反して、ほとんど今国会に大なる期待はかけられないよう思われる所以であります。しかし日本の再建設及び産業の発展のために、道路網の整備、従つて過去におけるがことき道路法においては、とうていこの運用を十分にやれないと存ります。国会は唯一の立法機関として、重大なる職分があると思ひますから、当委員会においてもこの問題については十分に検討して、場合によつては国会の提出といふ考えも持たねばならぬと思うのであります。これらについて皆さんも特にひとつ御検討を煩わしいと思ひます。

○宮原委員 ただいまの委員長の御意見全面的に賛意を表します。万難を排してぜひ成立いたしますように、一同が力を揃えて進みたいと考えております。それにつきましてちよつと当局に伺つておきたいことは、ただいまの概略説明だけではつきりしなかつたようであります。この道路法に予定されております国道に対する国庫の補助率は、全額補助としてすでに大蔵当局との間ににおいて、ある程度了解は済んでおるのでありますか。こういう点を一つ。またその補助については道路法中に規定を設けるところまで行くのでありますか。それとも行政措置で毎年予算の限度において処理をされるのでありますか。また現在の国道のうちで、あるいは新道路法で県道としての取扱いに変更される場合もあろうと思

うのであります。その県道の場合における補助率、準国道と申しますか、県道のうちのAクラスに対する補助率、というものは、大体三分の二なら三分の二という、現行の国道の補助率程度を予想されておることと思うのであります。それに対する大蔵当局との了解の程度について、少し先走るようではあります。が、事務当局が交渉の途上の前に、われくが承知しておりませんと、どうもでき上つたあとで押しつけられた結果になりますと、取返しがつかないと思いますので、ちょっとお伺いしておきたい。

○砂間委員 私はきょうの委員会の議題とはちよつとはずれたことになりますが、一つ希望を述べておきたい。それはただいま予算委員会で二十五年度の予算を検討中であります。そこで予算のわくがきまつてしまふと、災害復旧にしる、道路、河川にしる、治水、治山にしる、その他いろいろのすべての問題が、予算がきまつたからどうしようもないということになつてしまつて、委員会といふものの審議は、まったくかすみたいになつてしまふわけであります。それでこの予算委員会の審議がまだ確定しない以前におきまして、道路関係は道路関係として、復旧や補修するような箇所がどのくらいあつて、その金額はどのくらいである。それを何年計画でやれば今年どのくらいできるとか、また治水関係で、全般的河川のいたんまり治水関係で、その金額がどのくらいである所かがどのくらいあつて、全体で復旧額が何千億くらいかかるとか、また建設当局としては純技術者の立場からして、国道の安全という点からこれ持つて行く以外に方法はないと考えておるわけあります。

くらいいはどうしてもやらなければならぬというような、各分野にわたつて、あるいはまた都市計画、住宅問題の全体にわたつての数字を出していただきまして、その点について当委員会として予算委員会に希望と申しますか、要求といふものを出すことが、当面必要ではないかと思う。そうないと、向うは向うで予算委員会は勝手に、そしらぬ顔をして横を向いて審議をどんどん進めて、そちらがきまつたあとで、これもやつてもらいたかった、あれもやつてもらいたかったという希望を出しましても、もうわくがきまつてしまつて、どうすることもできないというふうな結果になりはしないかと思います。その点について委員長並びに他の委員の方々の御賛同を得たいと思います。

○江崎委員長代理 員の御発言まさにごもつともであります。まして、委員長は今離席しておりますが、もちろん同感だらうと思います。これは早急を要する問題でもあります。し、同時にまた建設省側にも、積極的に意見を出してもらいまして、当委員会と緊密な協議をいたすべき事項だと思いますので、とりあえず早い期間に理事会でも開きまして、その具体的な動き方等を協議しまして、そうして次に具体的な方策を講ずる。こんなことがありますからね、いかがございましょうか。

○江崎委員長代理 「異議なし」と呼ぶ者あり
○瀬戸山委員 ではさようどりは
からうことにいたします。

算のわくがきまつてしまつたから、これでしかたがないというのが、今日までの行き方であります。もちろん現在の財政状態から申しまして、建設省関係、しかも建設面における予算額をどうするかということは、きわめて困難であります。が、建設委員会としては、予算というものは得ただけでやりました。と、いうことにほとんど現実にはなつております。それは国全体の予算の割振りによつてやむを得ないという場合もありましようけれども、建設委員会としても、建設省の係りの方も、河川にいたしましても、一応十年計画といふものを立てて試案として持つておられる。そういう場合には、われくの専門的な知識では、日本の河川、少くとも重要な河川は十年にして改修してみせたいといふ計画を持つております。そのほか住宅関係についても同じであります。

〔江崎委員長代理退席、委員長着席〕

すべて建設関係について、皆さん平素研究してさような意欲を持つておられるのであります。おそらく机の下にしまい込んで置いて、予算がないから、われくの仕事は完全にできないのが、実情のよう私どもは承つてゐる。そういう場合には、せつかわれれも國政を審議するために、ここに来ております。しかもさきような専門的な知識を持つた者もあり、また専門的な知識を持たない者も相当におりますが、そういう専門的な、せつかく立案された資料は出して、われくの専門的な立場から、こういふうにしたいのだ、だからこれをなるべく実現

するよう努力してくれといふことは、要望されてじかるべきだと私どもは考えておるのであります。せつかく今砂間委員がきわめて適切なる御議論を出したのであります。出されたからただちにそれができるとは申しませんが、さような日本の再建のための、また日本の国土保全のためのりつばな案があるならば、現在の財政状態の上からでも、なお他の各種の行政の振合いから見て、ある程度のパーセンテージの予算は割かなければならぬといふ点には、全委員皆さん努力されると思ひますから、さような方向に当局もお考え願うし、また委員長からもさようおとりはからいをお願いしておきたいと思います。

○淺利委員長 それではあとで懇談いたすことにして、本日の会議はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和二十五年二月二十一日印刷

昭和二十五年二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所